

第4回 大丸有スマートシティプロジェクト アドバイザリーボード 議事要旨

日時)2026年3月2日(月)14:30～16:00

場所)DMO TOKYO Marunouchi

■議事

1. 監査(カメラ管理運用委員会内)の実施について
2. 管理運用規定の変更について
3. カメラデータ利活用 エリマネ DX 防災で活用について
4. 丸の内仲通り(行幸通り北側)の社会実験における無線型カメラ活用について
5. 「データ利活用ガイドライン」の作成について

■議事要旨

① 議事1 大丸有地区カメラシステム管理運用規程(以下、「本規程」という。)に定める監査の実施について説明し、委員から以下の意見および提言を受けた。

- ・ 第5条について、委託先に対し3年に1度実施するファイナンス関連のチェックについては、以下のいずれかの方法での確認が有効。
 - 委託先から3年分の決算書を受領し、不審点の有無を確認する。
 - 委託先に大きな変動がない場合や、契約書に「重要事項変更通知条項」が存在している場合には、直近1年分の決算書を確認する。
- ・ 第5条について、委託先に対し1年に1度実施するファイナンス関連のチェックについては以下の方法での確認が有効。
 - プライバシーポリシーに重要な変更が生じていないことを確認する。
 - 安全管理措置に関する記載内容が、大丸有まちづくり協議会および関係主体の基準にと照らし適切であるかの確認をする。

② 議事2 本規定の第11条2項に関し、第3回アドバイザリーボードでの指摘を踏まえ、管理運用状況の報告に係る具体的な観点を追加した旨を説明を行い、特段の異論はなかった。

③ 議事 3 エリマネ DX 防災でのカメラデータ利活用について以下枠内の内容を報告し、委員から以下の意見および提言を受けた

【エリマネ DX 防災でのカメラデータ利活用に関して実施した事項】

- 防災関係者間の検討に資するため、防犯カメラ映像を基に仲通りの人流状況を可視化したダッシュボードを作成

- ・ 本取組は個人追跡ではなく、人数の傾向を把握する形(ヒートマップ等)であれば、プライバシー上の懸念は限定的と考えられる。

(協議会発言)AI 解析により、ラインクロスによる通過人数のみを集計・表示しており、個人識別は行っていない。

④ 議事 4 丸の内仲通り(行幸通り北側)の社会実験における無線型カメラ活用について以下枠内の内容を説明し、

委員から以下の意見および提言を受けた。

【丸の内仲通り(行幸通り北側)の社会実験における無線型カメラ活用に関して実施した事項】

- 人流をカウントする目的で、2025年12月～2026年1月に可搬式の無線型(Wi-Fi)防犯カメラを、一時的に丸の内仲通り(行幸通り北側)に設置した。
- 車道と歩道の人流計測と滞在情報の計測を実施した。(属性取得はなし)
- カメラを設置しているポールには QR コードを掲載し、利用目的や利用概要について記載をした。

- ・ 個人属性の取得を行わず人数計測に限定する運用であれば、適切な対応である。

⑤ 議事 5「データ利活用ガイドライン」の作成について以下枠内の内容を説明し、委員から以下の意見および提言を受けた

【「データ利活用ガイドライン」に関して検討中のご助言をいただきたい事項】

- 都市 OS に格納されているデータについて、ガイドライン方式による包括許諾の可能性
- データの「許容される要約・改変」と「許容されない改変」の線引きのライン
- データオーナーが安心して許容できるガイドラインとするために法的・運用面で留意すべき点
- 同様の考え方で運用されている参考事例

- ・ 都市 OS に対しデータ連携を実施する際の契約書を利用規約化して同意書をもらうという形態で問題はない。著作物に該当するデータについては、改変の可能性を含めた利用条件を事前に明示することが重要である。
- ・ 一方、事実情報を中心とするデータについては、著作物性が限定的な場合も多い。
- ・ 個別許諾の積み上げは現実的でないため、都市 OS 側で適切な権利整理がなされたデータのみを取り扱う前提とし、包括的な許諾スキームを整備することが有効と考えられる。
- ・ 著作権法上の同一性保持権への配慮から、利用範囲を明確化した上での許諾設計が望ましい。
- ・ 「ガイドライン」ではなく、一定の拘束力を持つ「規約」形式とすることが良い。
- ・ 出典明記のルールを盛り込むことが望ましい。

以上